

後見・保佐・補助開始の申請に必要な書類及び経費

内容	添付書類・印紙・切手	書類に必要な経費
後見開始の審判	申立関係書類	
	a 本人の戸籍謄本	450円
	住民票又は戸籍附票	300円
	登記されていないことの証明書	300円
	b 診断書各医療機関	各医療機関
	必要時のみ鑑定費用	約5万円程度
	c 成年後見人候補者がいる場合住民票又は戸籍附票	450円
	d 収入印紙（申立手数料／後見登記手数料）	800円／2600円
	郵便切手	3300円（500円×3 110円×15 50円×1 10円×10）
保佐開始の審判	申立関係書類	
	a 本人の戸籍謄本	450円
	住民票又は戸籍附票	300円
	登記されていないことの証明書	300円
	b 診断書各医療機関	各医療機関
	必要時のみ鑑定費用	約5万円程度
	c 成年後見人候補者がいる場合住民票又は戸籍附票	450円
	d 収入印紙（申立手数料／後見登記手数料）	800円／2600円
	収入印紙（申立手数料／代理権付与／同意権付与）	800円／800円／800円
	郵便切手	4300円（500円×5 110円×15 50円×1 10円×10）
補助開始の審判	申立関係書類	
	a 本人の戸籍謄本	450円
	住民票又は戸籍附票	300円
	登記されていないことの証明書	300円
	b 診断書各医療機関	各医療機関
	必要時のみ鑑定費用	約5万円程度
	c 成年後見人候補者がいる場合住民票又は戸籍附票	450円
	d 収入印紙（申立手数料／後見登記手数料）	800円／2600円
	収入印紙（申立手数料／代理権付与／同意権付与）	800円／800円／800円
	郵便切手	4300円（500円×5 110円×15 50円×1 10円×10）

※申立に関する書類はお近くの家庭裁判所やインターネットでもダウンロードできます。

申立書類の中には財産関係書類も含まれます。該当する方は、保険、有価証券、負債に関する資料等の準備も必要です。状況により必要書類も異なりますので、詳しくはお尋ねください。